

第22期 第22回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年4月28日（金）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）令和5年度水産振興事業計画について（報告）・・・・・・・・・・ P1～2
- （2）ウミタケの採捕に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・ P3～14
- （3）令和5年度潜水器（簡易潜水器）漁業の許可方針（案）
について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～19
- （4）委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 日本工営株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・ P20～27
 - 2 鹿島市下水道課・・・・・・・・・・・・・・・・ P28～42
 - 3 佐賀市上下水道局・・・・・・・・・・・・・・・・ P43～58
- （5）その他

3 閉 会

令和5年度 水産振興事業計画の概要

1. 事業概要

対象事業	事業名		事業主体	事業実施場所	事業内容	事業予定期間
	①	漁場環境保全創造事業 (増殖礁整備事業)				
水産振興事業	②	漁場環境保全創造事業 (作れい事業)	佐賀市	佐賀市東部沿岸域	河川からの土砂等の流入により、湾の機能が低下した箇所において、作れいを実施すること、流況を改善し、ノリの生育等に良好な漁場環境を創出する。	7月頃
	③	有明海水産資源回復技術確立事業 (漁場造成技術開発)	農政局	藤津郡太良町沖合域	沖合海域において、漁船によりモガイ殻又はカキ殻を薄層散布し貝類資源の試験漁場を造成する。	5月～10月 (散布は6月頃)
	④	さがの水産資源回復促進事業 (海底耕耘による漁場環境整備)	県	有明海佐賀県海域一帯	近年の豪雨等災害によって悪化した漁場において、海底耕耘による漁場環境整備を実施し、水産資源の回復を図る。	5月～3月 (主に5月～6月)

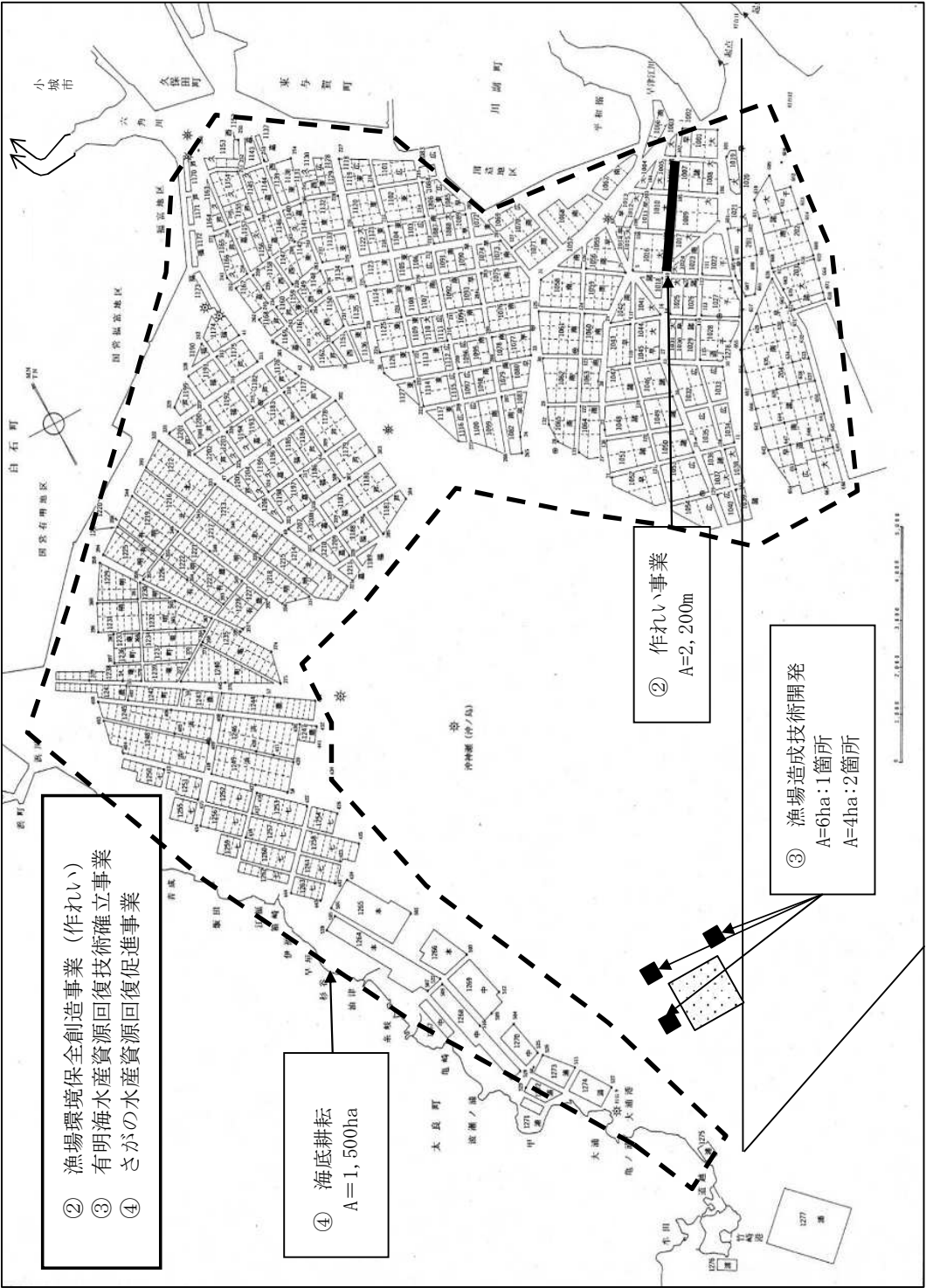
2. 事業実施箇所
別添概要図のとおり

3. 事業担当者
佐賀県水産課
漁港・漁村整備担当係長

4. 緊急時の連絡担当者
佐賀県水産課
副課長
漁港・漁村整備担当係長

5. 安全対策
海上作業にあたっては、必要に応じて、請負者から三池海上保安部に所定の手続きを行うとともに作業海域での操業・船舶航行の安全について留意するよう指導します。

令和5年度 水産振興事業計画の概要図



令和 5 年 4 月 21 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



ウミタケ採捕制限と承認漁業について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有明海のウミタケ資源は回復に向けた取組みで、令和 5 年 5 月 31 日までは漁業調整委員会指示にて採捕の禁止が決定され資源保護を図ってきたところです。

近年の有明海における資源は、若干増加傾向にあることからネジ棒漁業と簡易潜水器漁業において試験・調査操業を数ヵ年実施してきたところであります。

改正漁業法の資源管理では漁獲・水揚げの情報を基に科学的な調査や評価を行い、資源管理の目標を定め効果的な資源管理措置を実施することで、安定した漁業の実現と同時に資源回復を目指すのが、新たな資源管理とされているところであります。

本年は、3 月の生息状況調査で一定の資源量が確保できる報告を受けて「適切かつ有効」な漁場活用に向けた漁業調整委員会指示を発出しながらも、下記の内容を取り入れた「承認漁業」によるウミタケ資源管理にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 採捕禁止期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日
- 採捕禁止区域 佐賀県有明海区全域
- 承認漁業期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日
以下の承認漁業を対象とし 7 日以上の操業
- 承認漁業隻数 ネジ棒漁業 60 隻 簡易潜水器漁業 10 隻以内

※伝統漁法を継承するため同船者も認める

- 承認漁業区域 ネジ棒漁業：佐賀県有明海全域 簡易潜水器漁業：県許可制限区域内
- その他制限 委員会指示に準ずる

佐賀県有漁調指示第 号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、佐賀県有明海区におけるうみたけについて、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

（採捕の禁止）

1 令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間の佐賀県有明海において、うみたけの採捕を禁止する。ただし、2の承認を受ける場合、または試験研究等のために佐賀県有明海区漁業調整委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

（承認操業）

2 船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（1）承認の対象漁業

佐賀県有明海区有共第1号で操業するうみたけ漁業および簡易潜水器漁業とする。

（2）承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は、ねじ棒漁業が60隻、簡易潜水器漁業が10隻とする。

（3）操業方法等

ア 操業期間

令和5年6月1日から同年6月30日までとする。

イ うみたけ採捕数量の上限

採捕数量の上限は、資源量調査結果等を基に委員会で承認された数量までとする。

（4）夜間操業の禁止

操業時間は、午前5時30分から午後7時までの時間とする。

(5) 休漁日の設定

毎週土曜日は休漁日とする。

(6) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(7) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年8月31日までに、委員会が別に定める漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(8) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、公示した日から令和6年5月31日までとする。

うみたけ漁業承認事務取扱要領

令和5年5月 日

佐賀海有明海区漁業調整委員会

1 承認対象者の範囲

佐賀県有明海域有共第1号で操業するうみたけねじ棒漁業者および簡易潜水器漁業者とする。

2 承認の申請

(ア) うみたけ漁業の承認（以下「漁業の承認」という。）を受けようとする者は、うみたけ漁業承認申請書（第1号様式）を、以下に掲げる書類を添えて佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 漁業権者の同意書

(2) 簡易潜水器漁業の場合は、その許可証の写し。ただし、許可申請中である場合は、その申請書の写し

(3) 誓約書

(4) その他委員会が必要と認める書類

(イ) 申請すべき期間は、令和5年5月8日から令和5年5月19日までとする。

3 承認証の交付

委員会は、漁業の承認をしたときは、うみたけ漁業承認証（以下「承認証」という。）（第2号様式）を申請者に交付する。

4 承認証の書換交付

漁業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにうみたけ漁業承認証書換交付申請書（第3号様式）に、2（1）～（4）の書類及び承認証を添えて委員会に提出すること。

5 承認証の再交付

漁業の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにうみたけ漁業採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

6 承認証の返納

漁業の承認を受けた者は、操業期間終了後2月以内に承認証を委員会に返納しなければならない。なお、返納時に承認証を亡失していた場合は、うみたけ漁業承認証亡失届（第5号様式）を委員会に提出すること。

7 漁獲成績報告書

委員会指示の 2（7）に規定する漁獲成績報告書の様式は第 6 号様式のとおりとする。

8 有効期間

この取扱要領の有効期間は、公示した日から令和 6 年 5 月 31 日までとする。

(様式第1号)

うみたけ漁業承認申請書

年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名

下記によりうみたけ漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

2 漁業の種類

3 採捕期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで

4 採捕に従事する者の住所及び氏名

5 添付書類

- ・佐賀県有明海漁業協同組合の同意書
- ・簡易潜水器漁業の場合は、その許可証の写し、ただし許可申請中である場合は、その申請書の写し
- ・誓約書

(様式第 2 号)

佐賀県有区漁調委第 号

うみたけ漁業承認証

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

1 使用船舶

（1）船名

（2）漁船登録番号

（3）総トン数

（4）推進機関の種類及び馬力数

2 漁業の種類

3 採捕期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで

4 採捕に従事する者の住所及び氏名

上記のとおり承認する。

年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長

(様式第 3 号)

うみたけ漁業変更承認申請書

年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりうみたけ漁業承認の内容変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 承認番号 佐賀県有区漁調委第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする事項

4 変更しようとする理由

(様式第4号)

うみたけ漁業承認証再交付申請書

年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりうみたけ漁業承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 佐賀県有区漁調委第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 亡失（き損）の理由

(様式第 5 号)

うみたけ漁業承認証亡失届

年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記によりうみたけ漁業承認証を亡失しましたので届けます。

記

1 承認番号 佐賀県有区漁調委第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 亡失（き損）の理由

(様式第 6 号)

年 月 日	令和 年 月 日
操 業 方 法	ねじ棒・簡易潜水器
休 業 理 由	土曜公休・潮休み・時化・その他 ()

ウミタケ

個体・箱

・ 操業位置を○で囲んでください



誓約書

私は、うみたけ漁業の承認申請に当たり以下の事項について誓約します。

- 1 下記の①から④の事項に関していずれにも該当しません。
 - ①漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - ②暴力団員等であること。
 - ③法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 項のいずれかに該当する者があるものであること。
 - ④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 適切な資源管理を実践します。
- 3 漁業の生産力の向上に努めます。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

※ 氏名欄は自署に限る（押印不要）

水産第 537 号
令和 5 年 4 月 27 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 5 年度うみたけ簡易潜水器漁業の許可方針（案）について（諮問）

令和 5 年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和5年度潜水器（簡易潜水器）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
うみたけ簡易潜水器漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
10隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（別添のとおり）
- 6 漁業時期
6月1日から6月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - （1） 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （2） 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （3） 潜水土の資格を取得している者。または、取得する見込みがある者。
 - （4） 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - （5） 適切な資源管理を実践できる者
 - （6） 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年5月8日から令和5年5月19日までとする。

第4 条件

- 1 うみたけ以外のものを採捕してはならない。
- 2 操業時間は午前5時30分から午後7時までの満潮前後2時間以内とする。
- 3 1日1隻あたり30kgを超えるうみたけを採捕してはならない。

- 4 潜水作業者は、潜水士免許（高圧作業安全衛生規則第52条）受給者でなければならない。
- 5 潜水士が許可証の受有者と同一である場合は、1名以上操船ができる者を乗船させなければならない。
- 6 潜水作業従事者は、1隻1名とする。
- 7 作業中は、国際信号旗A旗及び県が指定する作業標旗（船舷1.5メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- 8 マスク式潜水器を使用してはならない
- 9 ポンプを使用して生ずる水流を利用して作業してはならない。
- 10 1日の作業で使用するポンプは、200k入りポンプ2本以内とする。
- 11 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号で指示した竹羽瀬漁業にかかる保護区域（竹羽瀬の両こうでと、両こうで先を70メートル延長した線及び両こうで先を70メートル延長した線の先端を結んだ線によって囲まれた区域並びに竹羽瀬後面10メートルの範囲に含まれる区域）で作業してはならない。
- 12 次に掲げる海域以外で作業してはならない。

（1） 網洗い沖漁場

- ① 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 29号鋼管と207号鋼管を結んだ線と、30号鋼管と31号鋼管を結んだ線の延長線の交点	カ 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線と、28号鋼管と133号鋼管を結んだ線の延長線の交点
イ 29号鋼管	キ 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線で、27号鋼管から西へ1250メートルの点
ウ 132号鋼管	
エ 28号鋼管	
オ 133号鋼管	

- ② 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 33号鋼管と34号鋼管を結んだ線と、29号鋼管と207号鋼管を結んだ線の交点	キ 223号鋼管と35号鋼管を結んだ線の延長線と、27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線の交点
イ 34号鋼管	ク 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線で、27号鋼管から西へ1450メートルの点
ウ 265号鋼管	ケ 30号鋼管と34号鋼管を結んだ線と、29号鋼管と207号鋼管を結んだ線の交点
エ 266号鋼管	
オ 272号鋼管	
カ 35号鋼管	

(2) 国営有明干拓地区有明工区沖漁場

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア	351号鋼管	コ	304号鋼管と303号鋼管を結んだ線で、304号鋼管から北へ300メートルの点
イ	374号鋼管	サ	319号鋼管
ウ	375号鋼管	シ	322号鋼管と323号鋼管を結んだ線で、322号鋼管から北へ100メートルの点
エ	376号鋼管	ス	323号鋼管
オ	445号鋼管	セ	49号鋼管
カ	57号鋼管	ソ	339号鋼管
キ	431号鋼管	タ	349号鋼管
ク	304号鋼管と303号鋼管を結んだ線の延長線で、304号鋼管から南へ500メートルの点	チ	392号鋼管
ケ	304号鋼管		



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第42号の適用除外申請書

令和5年 4月 21日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 福岡市博多区東比恵 1-2-12 R&F センタービル

氏名 日本工営株式会社 福岡支店長 生島 潤一

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

業務名：防衛省九州防衛局の委託による「佐賀（4）環境モニタリング調査」において、佐賀駐屯地（仮称）の計画地周辺の環境現況調査の一環として、佐賀空港沿岸の海域における魚類の生息実態の把握を目的として実施する。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第42号

3 使用船舶 （別紙参照）

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

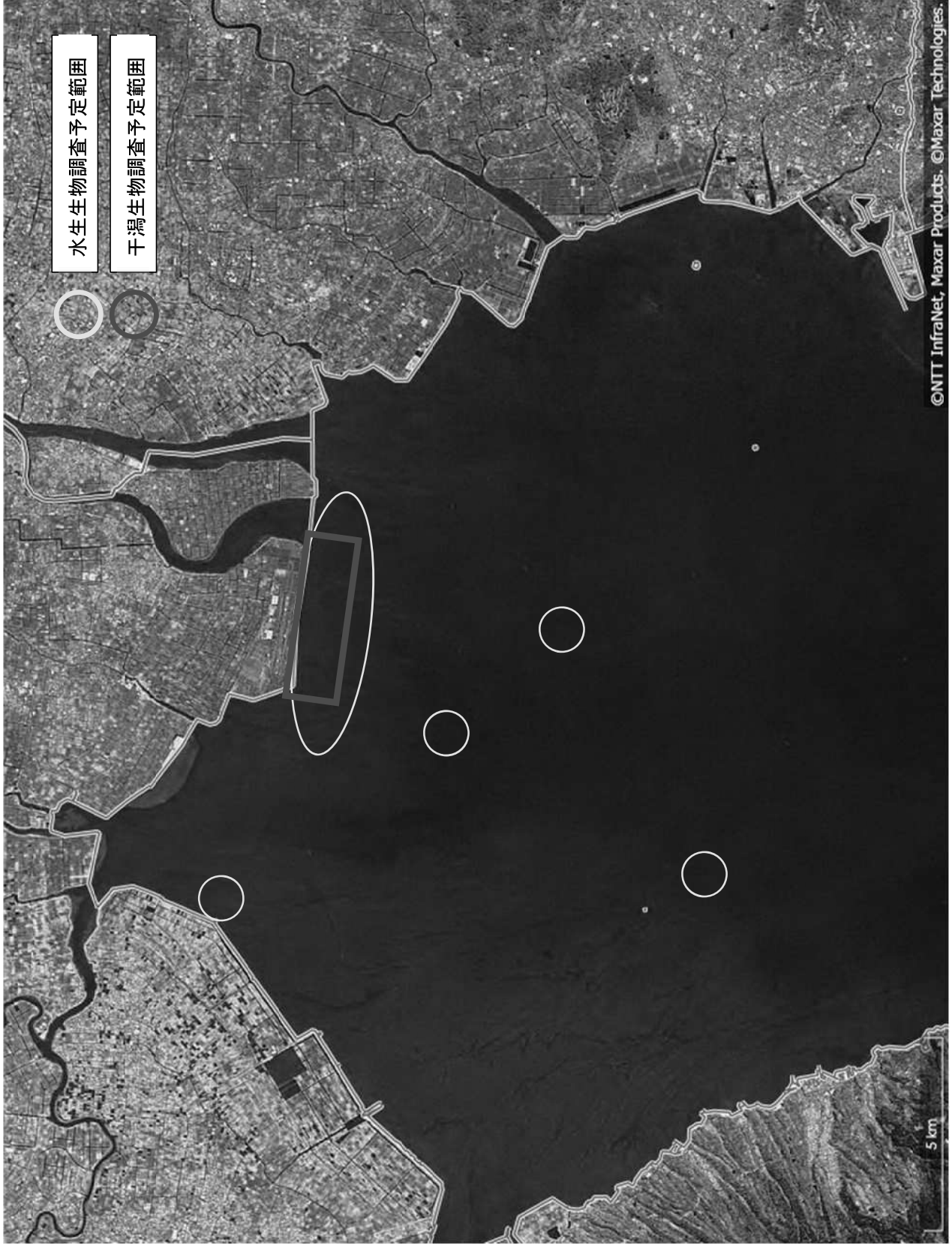
魚類。調査に必要な最小数量として各種数個体

5 適用除外の期間 承認日から令和6年2月29日まで

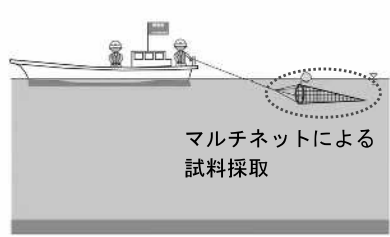
6 採捕の区域 有明海（別紙参照）

7 使用漁具及び漁法 投網、たも網、マルチネット（別紙参照）

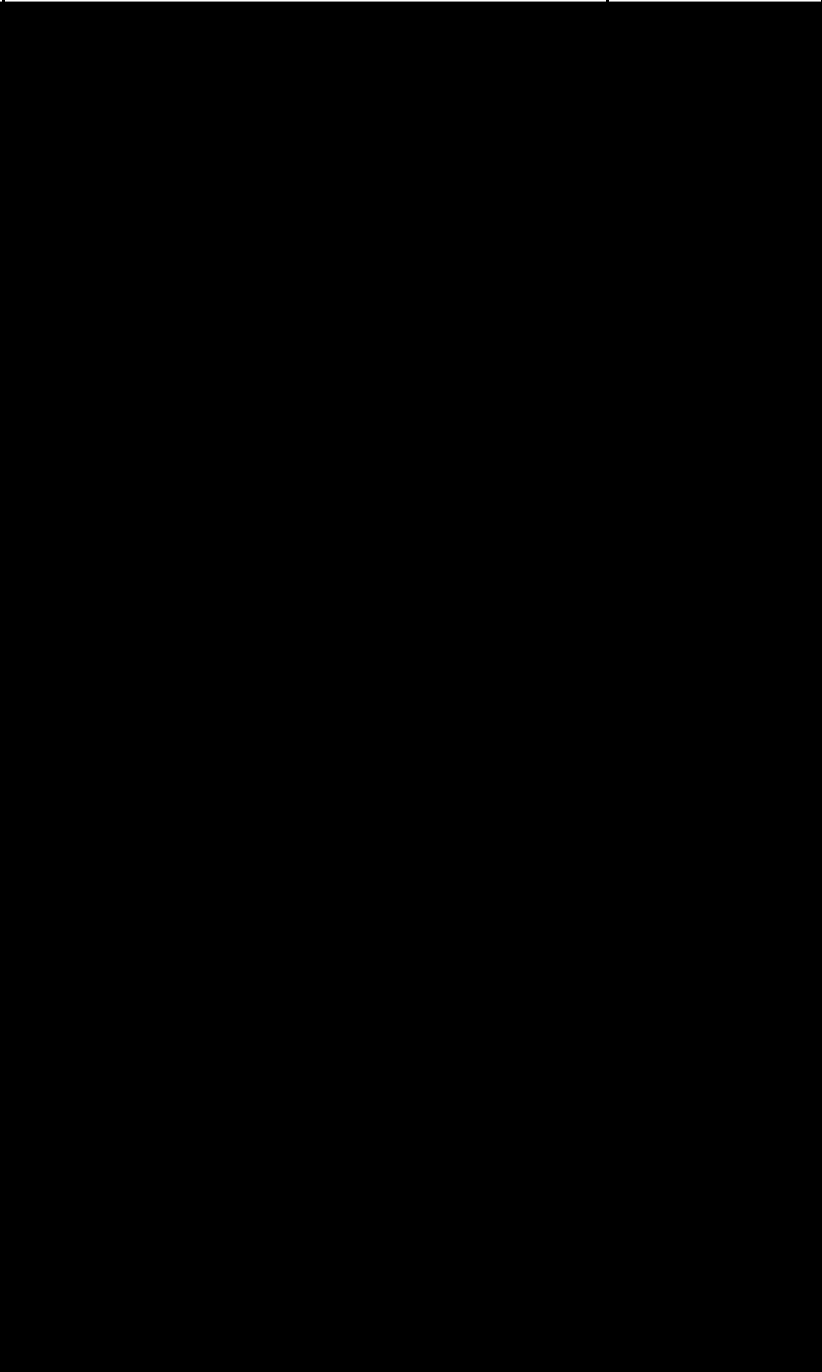
8 採捕に従事する者の住所及び氏名 別紙参照



(別紙-2)使用する主な調査方法

調査方法	努力量の目安	対象魚	イメージ
投網	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・ハゼ类等遊泳魚全般	
たも網	各調査対象環境区分で30分程度	・ハゼ类等底生性魚類全般	
マルチネット	約2ノット程度で10分間、表層を水平曳き	・遊泳魚類全般	 マルチネットによる 試料採取

(別紙-3)採補に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
	

使用船舶一覧

No.	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

同意書

九州防衛局による佐賀(4)環境モニタリング調査(水質(海域)調査、底質調査、水生生物調査、干潟生物調査)を実施することに同意します。

なお、期限は令和6年2月29日とする。

令和5年 4月 7日

日本工営株式会社
福岡支店 生島 潤一 殿

佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



設計等技術業務委託契約書

業務名	佐賀(4)環境モニタリング調査
履行場所	佐賀県佐賀市
履行期間	令和05年03月17日から令和06年03月15日まで
業務委託料	
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者及び受注者が電子署名の上、電子媒体として電子契約システム上に保管する。

令和05年03月16日

発注者

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
氏名 支出負担行為担当官 九州防衛局長 伊藤 哲也

受注者

住所 福岡市博多区東比恵1丁目2番12号
氏名 日本工営株式会社 福岡支店 支店長 生島 潤一

-契約条項-

約款については、別添のとおり添付する。

契約番号 : 2022U122182

署名状態

支出負担行為担当官	九州防衛局長	伊藤 哲也	: 署名済
日本工営株式会社	福岡支店 支店長	生島 潤一	: 署名済

2023/4/7 10:06:22

鹿 市 下 第 7 5 号

令和 5 年 4 月 1 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

住所 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

氏名 鹿島市長 松尾 勝利



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容により指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認をもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 5 6 号、第 5 7 号及び第 5 9 号

2 適用除外の目的・理由

佐賀県有明海漁業協同組合との協定（鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの排水等に関する協定書）に基づき、年 2 回の水質等の調査・測定を実施するため

3 適用除外の期間

大潮時調査：令和 5 年 5 月 1 8 日（予備日 6 月 2 日）

小潮時調査：令和 5 年 8 月 1 0 日（予備日 8 月 2 4 日）

4 調査を実施する者の住所及び氏名

別紙1 鹿島市浄化センター周辺海域環境調査 人員配置表のとおり

調査業務受託者：佐賀市光一丁目1番2号 一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会

5 調査に使用する船舶

(船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名)

別紙2 調査に使用する船舶一覧表のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

各調査地点の底生生物（各調査地点で約5kgの採泥を行い、底生生物の確認を行う）

7 調査方法

柄杓を使用して、各調査地点で約5kgの採泥を行い、生息している底生生物を確認する

8 調査区域

別紙3 調査地点位置図のとおり（調査：6地点）

鹿島市浄化センター周辺海域環境調査 人員配置表

調査 地点	調査船				佐賀県環境科学検査協会 (調査員氏名)	備 考
	船 名	所 有	者 名	操 船 者 名		
1						
3						
4						
5						
6						
7						
巡回						

・調査に同行予定の鹿島市下水道課職員（下記より 1 ～ 2 名が同行）



調査に使用する船舶一覧表

調査 地点	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所 有 者 名	操 船 者 名	調査員氏名
1							
3							
4							
5							
6							
7							
巡回							

調査位置図

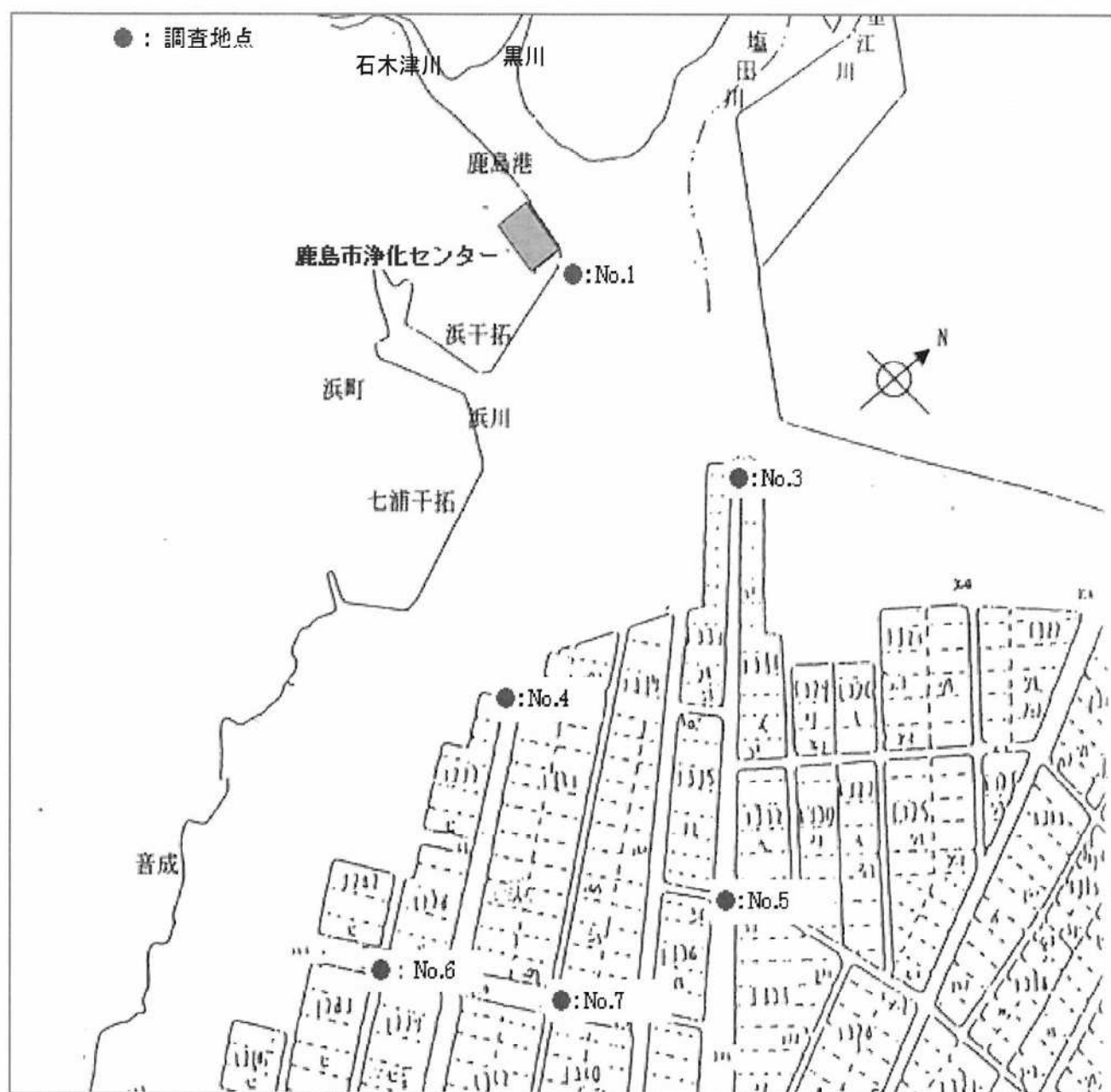


図-1 調査位置図

鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの

排水等に関する協定書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と鹿島市（以下「乙」という。）との間において、乙が鹿島市浜町字協和竈地内に設置する公共下水道終末処理場「鹿島市浄化センター」（以下「センター」という。）からの排水等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、センターからの排水等に関し、センター周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害が発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、センターからの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及びこの協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第3条 センター施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

(1) 処理方法	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	嫌気性消化法
(2) 規 模	処理人口	32,700人
	最大能力	29,100 m^3 /日
(3) 排水量		25,200 m^3 /日
(4) 放流口		別紙図面のとおりに

2 乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため良好な水質の保全に努めなければならない。

(廃棄物の処理)

第4条 乙は、センターの操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立てしてはならない。

(センターからの排水量の変更)

第5条 乙は、センターからの排水量の変更を行う場合は、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

(排水の水質)

第6条 乙は、放流口における排水の水質を別途、甲・乙協議のうえ定める基準値以下に保たなければならない。

(平常時における水質等の調査・測定及び報告)

第7条 乙は、放流口における排水の水質及び水量並びにセンター周辺の河川、海域における水質等の調査・測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

2 乙の行う調査・測定の時期、場所、内容等は、別途甲・乙協議のうえ定める。

(異常時における水質等の調査・測定及び報告)

第8条 乙は、甲が海産物の品質、収穫量に異常を認め、それが排水に起因すると判断されるときは、甲と協議のうえ、水質等の調査・測定を行うとともに、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

(共同調査)

第9条 乙は、甲がセンターからの排水に起因して問題があると認めた場合で、甲より調査・測定を共同して行う旨申し出があり、また調査・測

定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

- 2 共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によって調査・測定、又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

(費用の負担)

第10条 第8条及び第9条に規定する調査に要する費用の負担については、調査の都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(放流の一時停止、施設の改善)

第11条 排水の水質が基準値を超え、その排水によりセンター周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(立入調査)

第12条 甲、又は甲が指定する者が調査・測定のため施設内へ立ち入る旨申し出があった場合、乙はこれに同意し調査に協力しなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 センターの水処理に関する諸施設の故障、破損、その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停止するなど臨機の措置を講じ、その後の排水が、この協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(苦情の対応及び説明会)

第14条 乙は、センターからの排水に関し、甲より苦情の申し出を受け

た場合、誠意を持って協議し、解決に当たらねばならない。

- 2 甲が、乙より報告された事項、又はセンターからの排水により発生した問題につき、乙の説明を求めた場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

(被害補償)

第16条 センターからの排水に起因して、甲及び漁業関係者に損害が発生した場合、乙は誠意をもって速やかに補償しなければならない。

- 2 センターからの排水が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準等を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評により、海産物の価格が低落又は販売不能となった場合、乙は、甲との共同調査により協議算定した被害額を、甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合、乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

(因果関係の推定)

第17条 センターからの排水の水質及び水量が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評があり、かつ、その直後海産物の価格低落又は販売不能があった場合、それはマスコミの報道、又は風評により生じたものと推定する。

(協定の疑義、改定)

第18条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたとき、又は疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めがない事項につき、定める必要が生じたときは、甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

(協定の発効)

第19条 この協定は、締結の日より効力を発する。

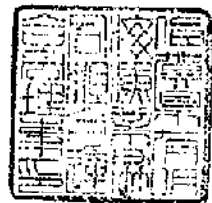
この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙において署名・捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和62年12月 2日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会 長 理 事

田 中 茂



乙 鹿 島 市 長

馬 場

勝 鹿島市長印



協 議 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と鹿島市との間において、昭和62年12月2日締結した鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協定書第6条及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり排水の水質基準値、調査・測定の時期等を定める。

第1. 排水の水質基準

(第6条関係)

(1) 水素イオン濃度(pH)	6.5以上~7.5以下
(2) 化学的酸素要求量(COD)	20ppm以下
(3) 浮遊物質(SS)	40ppm以下
(4) 透視度	40cm以上
(5) 大腸菌群数	500個/cm ² 以下
(6) MBAS	0.2ppm以下

第2. 水質等の調査・測定

(第7条第2項関係)

(1) 時期	5月(大潮・小潮)	13時間観測
	10月(大潮・小潮)	13時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2) 場所	別紙図面のとおりに
--------	-----------

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

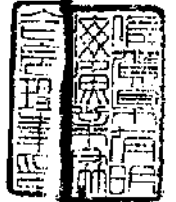
(3) 内容

水質調査 pH. COD. SS. CL. MBAS. TN. TP等

底質調査 pH. COD. 強熱減量. 全硫化物. TN. TP等

(4) 調査機関 国又は県等の専門調査機関等

(5) その他 放流口からの拡散調査、底生生物相等



第3条 水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

2 前項の委員会の構成、及び運営については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

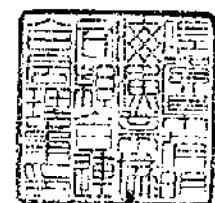
昭和62年12月 2日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会



会 長 理 事

田 中 茂



乙 鹿 島 市 長

馬 場 勝



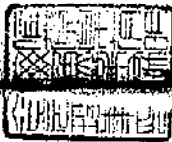
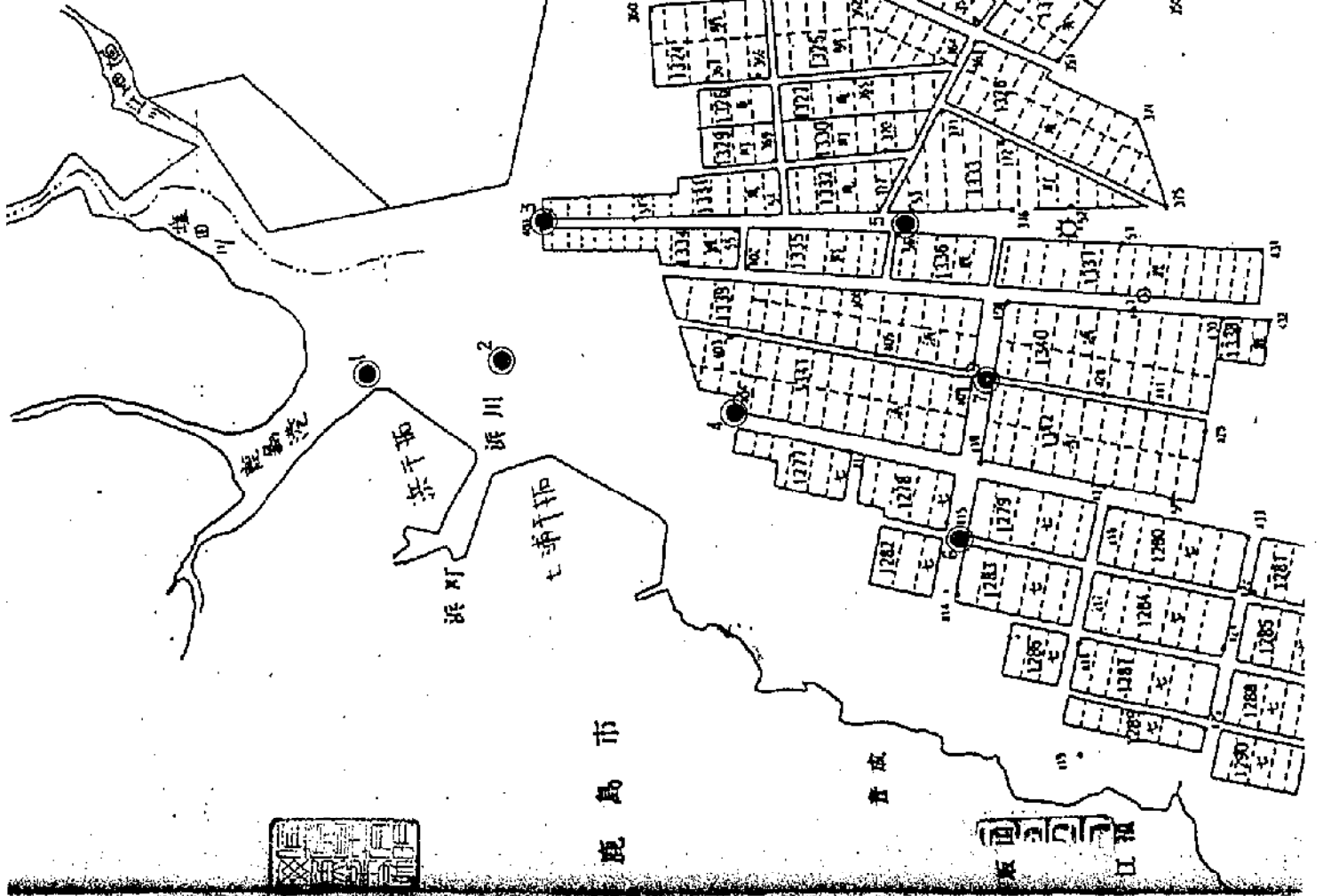
別紙図面
第2条第1項第2号関係

凡例
● 観測地点

白石町

国営有明地区

国営



N. TP等

会」を

40元定め

元それ



鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書の一部を改訂する協議書

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書(昭和62年12月2日締結)第7条2項に基づき、協議書(同日締結、平成20年7月7日一部改定)のうち、第2(水質等の調査・測定)について、下記のとおり改定する。

第2. 水質等の調査・測定

(第7条第2項関係)

- (1)時 期 5月(大潮) 11時間観測
 8月(小潮) 11時間観測
 ただし、協議により観測時期・時間を変更することができる。
 また、必要な場合は協議の上、更に他の時期にも水質等の調査・測定を実施する。
- (2)場 所 別紙図面のとおり
 ただし、協議により観測地点を増減することができる。
- (3)内 容 水質調査 pH、COD、SS、CL、MBAS、TN、TP等
 底質調査 pH、COD、強熱減量、全硫化物、TN、TP等
- (4)調査期間 国又は県等の専門調査機関等
- (5)そ の 他 放流水からの拡散調査、底生生物相等

以上の協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年3月9日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合
 代表理事組合長

徳永 重昭



乙 鹿島市長

樋口 久俊

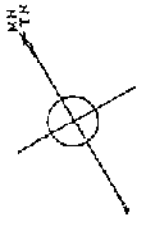


別紙圖面
第2条第1項第2号由係

凡例

- 観測地点
- 観測中止地点

白石町



国営行町地区

福島町

国営国営地区

国営地区

鹿島市

青成

坂田

江田

木

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第56号、第57号、第59号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 佐賀市若宮3丁目6番60号

氏名 佐賀市上下水道局

佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第56号、第57号、第59号

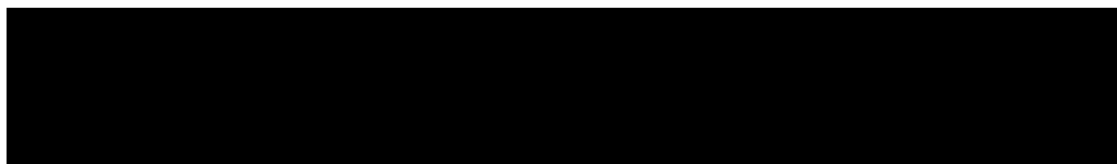
2 適用除外の目的・理由

「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第7条第2項」に基づく水質・底質調査のため

3 適用除外の期間

令和5年6月1日から令和6年3月29日まで

4 調査を実施する者の住所及び氏名



5 調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名） 別紙1参照

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 底生生物 約1300g

7 調査方法

別紙2に示す測定点（No.1～No.7）において、6月及び11月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質、マクロベントス等を測定する。

8 調査区域

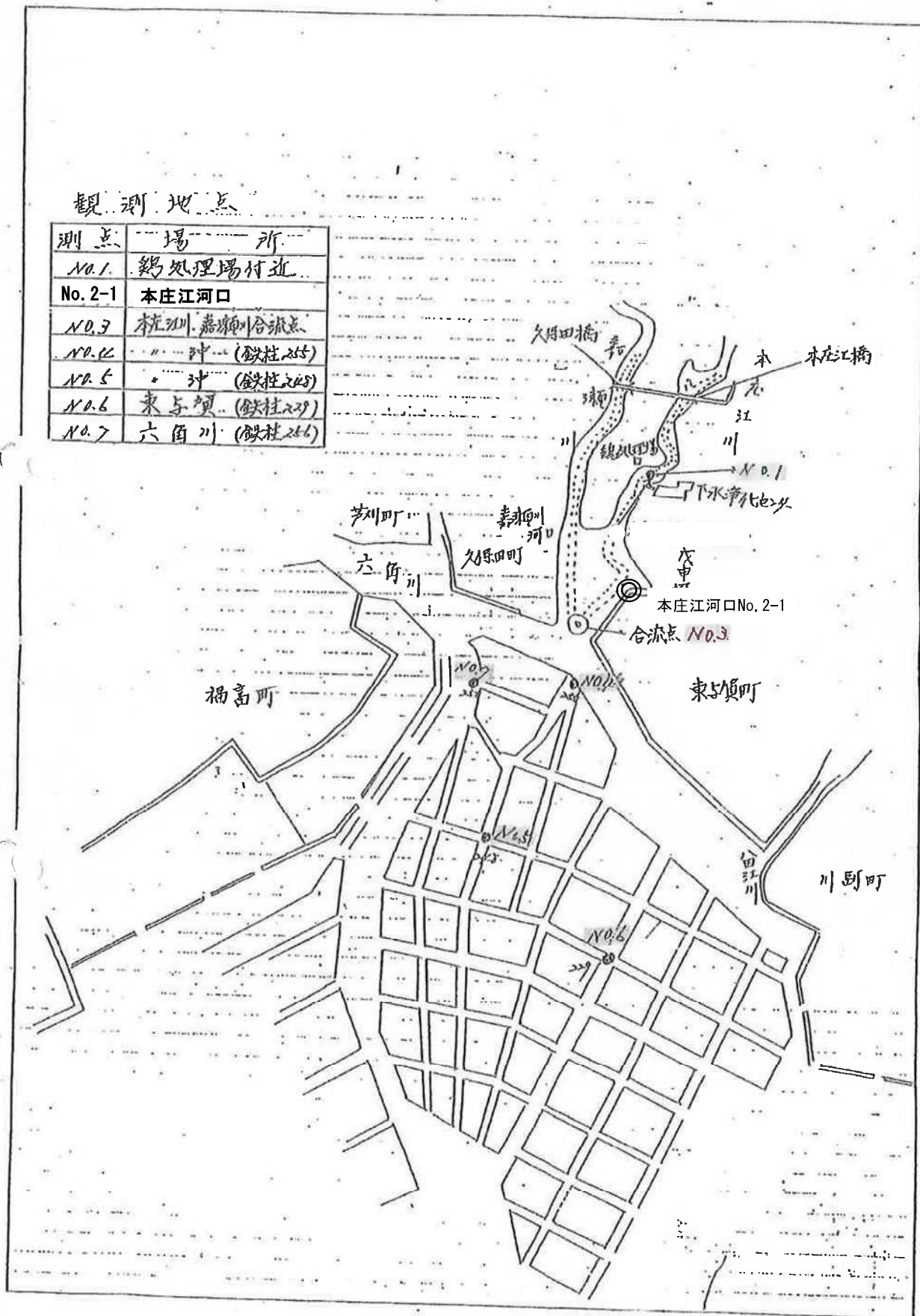
別紙2のとおり

使用船舶一覧表

(1).名称	(2).漁船登録番号	(3).総トン数 船舶の長さ	(4).推進機関の種類 馬力数	(5)船舶所有者

観測地点

測点	場所
No.1	鶏処理場付近
No.2-1	本庄江河口
No.3	本庄川・嘉瀬川合流点
No.4	本庄川 (鉄柱245)
No.5	本庄川 (鉄柱248)
No.6	東5領川 (鉄柱249)
No.7	六角川 (鉄柱256)



協 定 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において、乙が佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水に関し、公害の防止、水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、処理場からの排水に関し、処理場周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、処理場からの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第3条 処理場施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 処 理 方 法 | 標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化 |
| (2) 規 模 | 処理人口 150,000人 最大能力1日211.824トン |
| (3) 排 水 量 | 1日 106,500トン |
| (4) 放 流 口 | 別紙図面のとおりに |

2 乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため、良好な水質の保全に努めなければならない。

(廃棄物の処理)

第4条 乙は、処理場の操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立してはならない。

(処理場からの排水量の変更)

第5条 乙は、処理場に関する排水量の変更を行う場合、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

(排水の水質)

第6条 乙は、放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定める基準値以下に保たなければならない。

(平常時における水質及び水量の測定、通知)

第7条 乙は、放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周辺の河川、海域における水質等の調査、測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書にて、甲に通知しなければならない。

2 乙の行う調査、測定の時期、場所、内容等は、別途甲乙協議の上定める。

(異常時における水質等の調査、測定)

第8条 乙は、甲が海産物の品質、収獲量に異常を認めた場合で排水に起因すると判断されるときは、甲と協議の上、水質等の調査測定を行うとともに、甲に対し速やかにその結果を文書にて通知しなくてはならない。

(共同調査)

第 9 条 乙は、甲が処理場からの排水に起因して、問題があると認めた場合で、甲より調査、測定を共同して行う旨申出があり、また調査、測定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

2 共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて、調査、測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

(費用の負担)

第10条 第 8 条及び第 9 条の調査に要する費用は、調査の都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(放流の一時停止、施設の改善)

第11条 排水の水質が基準値を超え、その排水により処理場周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(立入調査)

第12条 甲又は、甲が指定する者が調査、測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合、乙はこれに同意し、調査に協力しなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 処理場の水処理に関する諸施設の故障、破損その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を

講じ，その後の排水が，本協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後，甲の同意を得て，放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第14条 乙は，処理場からの排水に関し，甲より苦情の申出を受けた場合，誠意をもつて協議し，解決にあたらねばならない。

2 甲が，乙より通知された事項，又は処理場からの排水により発生した問題につき，乙の説明を求めた場合，乙は，直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第15条 甲及び乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第16条 処理場からの排水に起因して，甲及び漁業関係者に損害が発生した場合，乙は誠意をもつて速やかに補償しなければならない。

2 処理場からの排水が，法令等又は，本協定で定めた水質基準等を現実に超えていた場合において，これがため海産物への影響に関するマスコミ又は風評により，海産物の価格が低落又は販売不能となつた場合，乙は，甲との共同調査により協議算定した被害額を甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合，乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第17条 処理場からの排水の水質及び水量が法令等又は本協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において，これがため海産物への影響に関するマスコミ又は風評があり，かつ，その直後海産物の価格低落又は販売不能があつた場合，そ

れはマスコミ又は風評により生じたものと推定する。

(協定の疑義，改定)

第18条 この協定に定める事項につき，改定すべき事由が生じたとき，又は，疑義が生じたとき，並びにこの協定に定めない事項につき，定める必要が生じたときは，甲乙協議の上，誠意をもつて解決する。

(協定の発効)

第19条 本協定は，締結の日より効力を発する。

本協定締結の証として，本書2通を作成し甲及び乙において署名捺印の上，それぞれ1通を保有する。

昭和53年11月17日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事

田中義



乙 佐賀市長

宮田虎雄



立会人

佐賀県保健環境部長

佐藤



立会人

佐賀県土木部長

別府



立会人

佐賀県水産室長

志気



位置圖

別紙

(第3条第1項第4号関係)

双流口

採水口

佐賀終末処理場

双流渠

水処理施設

管理棟

汚泥地

非汚染地



協 議 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和53年11月17日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第6条及び第7条第2項に基づき、第2期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第1 排水の水質基準

(第6条関係)

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 水素イオン濃度 (PH) | 6.5 ~ 7.5 |
| (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 20 PPM以下 |
| (3) 浮遊物質量 (SS) | 40 PPM以下 |
| (4) 透視度 | 40 cm以上 |
| (5) 大腸菌群数 | 500 個/cm ³ 以下 |
| (6) ABS | 0.2 PPM以下 |

第2 水質等の調査、測定

(第7条第2項関係)

- (1) 時 期 6月(大潮、小潮) 13時間観測
 11月(大潮、小潮) 13時間観測
 ただし、協議により観測時間を変更することができる。
- (2) 場 所 本庄江沖 別紙図面
 ただし、協議により観測地点を増減することができる。
- (3) 内 容 水質調査、PH・COD・SS・CL・ABS・TN・TP等
 底質調査、PH・COD・灼熱減量・全硫化物・TN・TP等

(4)調査機関 国または県等の専門調査機関等

(5)そ の 他 放流口からの拡散調査、底棲生物相等



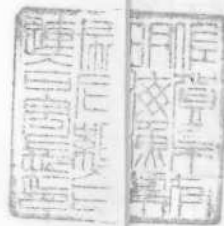
第3 水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

2 前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

平成3年7月1日



甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会

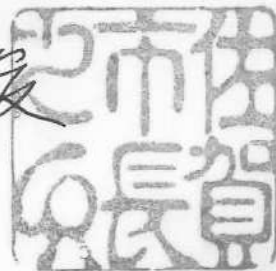
会長理事

山崎 龍馬



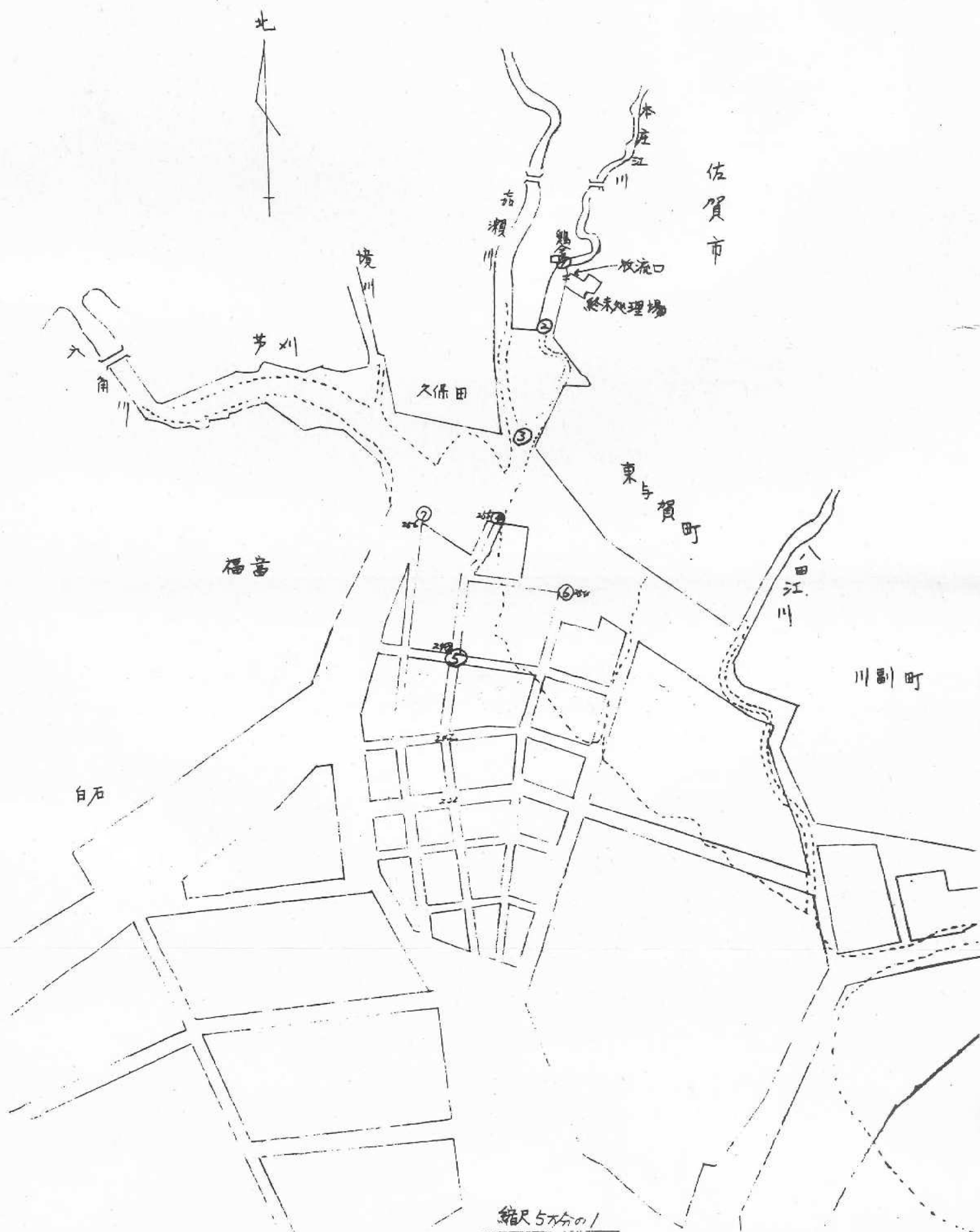
乙 佐賀市長

石村 正俊



(別 紙)

(別紙)



縮尺 5分の1

令和 5 年 4 月 20 日

同 意 書

佐賀市上下水道事業管理者 様

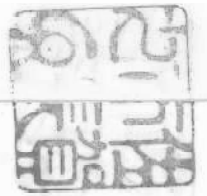
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



令和 5 年 4 月 1 9 日付け佐水下施第 2 1 号で提出されたこのことについては、下記のとおり同意します。

記

- 1 「協議書第 2 (2) 場 所」について、別紙図面の観測地点②を②-1に変更する。
- 2 協議書の修正は行わず、本同意書をもって変更したものとみなす。



(別紙)

